平成２５年（フ）第１０５号
長野県飯山市大字瑞穂4234番地２
破産者　鷲野　　保
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
長野県須坂市須坂ハイランド町1230―43―720、住民票上の住所長野県須坂市大字須坂1362番地
破産者　山本　正光
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
長野市大字小鍋114番地52
破産者　松本　勝衛
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
静岡県富士市松岡1625番地の15、前住所静岡県富士市松岡782番地の16
破産者　石川　靖子
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４０２号
静岡県浜松市南区三島町674番地の２　ティファニー・ナイン103号
破産者　淺井　和子
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４２４号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目27番26号　ロイヤルハイツ101
破産者　安間　　満
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１１６１号
名古屋市西区枇杷島５丁目26番15号　タウニー琵琶里105号、開始決定時の住所名古屋市西区野南町34番地　ペガサス34―303号
破産者　杉原　由美
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２号
京都府福知山市字天田125番地の２　市営つつじが丘団地28号
破産者　野口　陽子
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
京都府福知山市土師宮町２丁目104番地　コットンクラブ101号
破産者　青木　益幸
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第６５０６号
大阪府大東市谷川２丁目８番37号　シャルトコンポン２Ａ、前住所大阪府大東市諸福５丁目２番18号
破産者　金子設備ことリオ設備こと　金子　俊則
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９５５号
大阪府交野市私部１丁目８番１―303号、開始決定時の住所大阪府枚方市茄子作１丁目14番47号
破産者　美馬　露子
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７７号
大阪市住之江区中加賀屋３―12―５　ルミナール加賀屋405、住民票上の住所大阪市阿倍野区文の里４丁目７番15号　マンション紀乃国205号
破産者　ユウ商店こと　高橋　忠幸
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３３１号
大阪府岸和田市藤井町２丁目12番32―102号、前住所大阪府岸和田市藤井町２丁目10番18号
破産者　稲葉　哲郎
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９５７号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ４―502号
破産者　西野　友博
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０３７号
大阪市淀川区加島２丁目９番２号
破産者　ミカド写真館こと　野本　芳宏
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１２７号
大阪市北区長柄東２丁目１番23―207号
破産者　坪田　吉史
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２９６号
大阪市生野区巽北３丁目15番25―305号、前住所大阪市生野区巽西２丁目12番15号
破産者　中本　　功
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２９７号
大阪市生野区巽中３丁目９番13号
破産者　中本　　勇
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部